

令和2年 第5回臨時会

屋久島町議会会議録

令和2年5月29日 開会

令和2年5月29日 閉会

屋久島町議会

令和2年第5回屋久島町議会臨時会会期日程

自5月29日・至5月29日（1日間）

月	日	曜	会議別	日	程
5月	29日	金	本会議	○開	会

令和2年第5回屋久島町議会臨時会

第 1 日

令和2年5月29日

令和2年第5回屋久島町議会臨時会議事日程（第1号）

令和2年5月29日（金曜日）午前10時開議

- 日程第1 議席の変更
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 新議員の紹介
- 日程第4 会期の決定
- 日程第5 諸般の報告
- 日程第6 承認第10号 屋久島町税条例の一部改正に伴う専決処分事項報告承認について
- 日程第7 議案第61号 令和2年度屋久島町一般会計補正予算（第3号）について

○閉会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	中馬慎一郎君	2番	眞邊真紀君
3番	相良健一郎君	4番	岩山鶴美君
5番	上村富士高君	6番	渡邊千護君
7番	石田尾茂樹君	8番	榎光徳君
9番	緒方健太君	10番	小脇清保君
11番	日高好作君	12番	下野次雄君
13番	岩川俊広君	14番	寺田猛君
15番	大角利成君	16番	高橋義友君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

議会事務局長	日高孝之君	議事調査係長	鬼塚晋也君
議事調査係	恵由葵乃君		

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

職名	氏名	職名	氏名
町長	荒木耕治君	教育長	塩川文博君
副町長	日高豊君	会計課長兼会計管理者	上釜裕一君
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	鎌田勝嘉君	政策推進課長	三角謙二君
観光まちづくり課長	竹之内大樹君	町民課長	日高邦義君
福祉支援課長 兼福祉事務所長	寺田和寿君	健康長寿課長	塚田賢次君
生活環境課長	矢野和好君	産業振興課長（併任） 農業委員会事務局長	鶴田洋治君
建設課長	日高一成君	電気課長	内田康法君
地域住民課長	佐々木昭子君	監査委員事務局長	日高孝之君
教育振興課長	計屋正人君		

△ 開 議 午前10時00分

○議長（高橋義友君）

おはようございます。

ただいまから令和2年第5回屋久島町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程のとおりです。

△ 日程第1 議席の変更

○議長（高橋義友君）

日程第1、議席の変更を行います。

新たに当選された3名の議席に関連し、会議規則第4条第3項の規定によって、議席を変更いたします。

新しい議席は、現在着席されている議席とします。

△ 日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（高橋義友君）

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、15番、大角利成君、1番、中馬慎一郎君を指名します。

△ 日程第3 新議員の紹介

○議長（高橋義友君）

日程第3、新議員の紹介を行います。

5月10日に執行された屋久島町議会議員の補欠選挙において当選されました3名の議員を紹介します。

1番議員、中馬慎一郎君。

○1番（中馬慎一郎君）

中馬慎一郎です。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋義友君）

9番議員、緒方健太君。

○9番（緒方健太君）

緒方健太でございます。町民の福祉の向上のために精いっぱい頑張っております。

よろしくお願いいたします。

○議長（高橋義友君）

10番議員、小脇清保君。

○10番（小脇清保君）

小脇です。よろしくお願いいたします。

△ 日程第4 会期の決定

○議長（高橋義友君）

日程第4、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間とすることに決定しました。

△ 日程第5 諸般の報告

○議長（高橋義友君）

日程第5、諸般の報告を行います。

先程紹介いたしました、5月10日に執行された屋久島町議会議員補欠選挙で3名の当選があり、新議員となっております。

なお、閉会中でありましたので、委員会条例第7条第1項の規定により、中馬慎一郎君を総務文教常任委員に、緒方健太君と小脇清保君を産業厚生常任委員に、それぞれ指名をいたしました。

△ 日程第6 承認第10号 屋久島町税条例の一部改正に伴う専決処分事項報告承認について

△ 日程第7 議案第61号 令和2年度屋久島町一般会計補正予算（第3号）

○議長（高橋義友君）

日程第6、承認第10号、屋久島町税条例の一部改正に伴う専決処分事項報告承認についてから日程第7、議案第61号、令和2年度屋久島町一般会計補正予算（第3号）までの2件を一括議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

おはようございます。

まずは、このたびの新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々に心から哀悼の意と御遺族の皆様にご挨拶申し上げます。

また、現在もその影響を受けられておられる方々へお見舞いを申し上げますとともに、感染の危険と隣り合わせになりながらも対応に当たっておられる医療従事者の方々に深く敬意を表します。

新型コロナウイルスの猛威は、世界的に見ればまだ収まる場所を知らませんが、日本に限れば、多くの国民の協力により、一旦終息へと向かっているところであります。

本町においては、4月8日の緊急事態宣言の発令や5月の一部解除を受け、来島を自粛していただくメッセージを発してまいりました。観光関連従事者の多い本町にとりましては、大変厳しい決断でありました。その決断に御理解をいただき、営業活動を自粛し、また縮小して感染予防対策に取り組んでおられる各事業者並びに町民の皆様、色々な取組をいただいているボランティアの方々に深く感謝申し上げます。皆様の御協力により、本町では現在まで一人の感染者を出すこともなく推移をいたしております。

しかしながら、観光客を始めとした交流人口の減少は島内経済に大きな損失を与えていることも事実であります。これ以上自粛が長期化すれば、事業継続が困難な事業者が出ることも予想されることから、5月25日の緊急事態宣言全面解除を一つの区切りとして、本町の経済活動を段階的に再開していくことといたしました。本日は、ここに屋久島経済再起動の端緒として臨時会を招集したところであります。

第2波の発生がないとは言えない状況でありますので、町民の皆様におかれましては、引き続きマスクの着用や手洗いの徹底を始めとした感染症対策をお願い申し上げます。

本日、5月29日は、口永良部島新岳で大噴火が発生してからちょうど5年を迎えたところであります。この5年の間、口永良部島の復旧と復興を目指して、番屋ヶ峰避難所やヘリポートの整備、備蓄品の配備、防災パンフレットや防災啓発映像の制作など、島民や関係機関等と協議し、町としてできる対策を講じてまいりました。これにより、避難環境の改善、島外避難体制が確立され、島民の安心感が醸成されるとともに、観光客等に対しましても防災対応の知識の啓発や噴火時の対応が周知されるなど一定の成果を上げていると考えているところであります。今後、不足する部分としまして、避難所のトイレ整備を進めていくこととしております。

現在、噴火警戒レベルは3に引き上げられた昨年10月以降、火山活動が高まっている状況にあります。地下ではマグマが蓄積されつつあると推定され、その蓄積量は、平成27年の噴火発生前の状態に匹敵しつつあり、今年20日には噴火前に発生した地震とほぼ同じ領域で地震が発生し、火山ガスの1日当たりの放出量が引き続き多い状態が続いていること、上空からの観測で新岳火口西側割れ目付近で地熱域を確認するなど、今後噴

火活動がさらに活発化し、平成27年に匹敵する活動に発展する可能性も考えられるとしています。

今後におきましては、口永良部島島民や气象台、鹿児島県など関係機関と連携を密にし、情報収集、情報共有を図りながら、人命を守ることを第一に考え取り組んでまいりたいと考えているところであります。

さて、さきの町議会議員補欠選挙におきまして、新選良となられました3名の議員の皆様、御当選おめでとうございます。新型コロナウイルスによる活動自粛の中、これまでにない選挙戦となり、様々な御苦勞や工夫を要したものと推察いたします。おのおの主義主張は異なれど、突き詰めれば目指すところは町民福祉の向上、地域の安寧、発展であるかと思えます。今回御当選された3名を含む16名の議員の皆様におかれましては、今後とも町政の推進に御協力をお願いする次第であります。

それでは、令和2年第5回屋久島町議会臨時会に提案しております案件につきまして御説明申し上げます。

今回提案しております案件は、承認案1件、補正予算案1件の計2件であります。

それでは、議事日程に従いまして、承認第10号、議案第61号について御説明いたします。

まず、承認第10号、屋久島町税条例の一部改正に伴う専決処分事項報告承認につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令の公布に伴い、令和2年度の課税において屋久島町税条例の一部を早急に改正する必要性が生じたため専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第61号、令和2年度屋久島町一般会計補正予算（第3号）につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る宿泊事業等への経済支援を予算計上しております。

主なものは、総務費では、プロモーション広告事業、飲食店応援事業、水産業振興対策事業、観光関連事業者支援給付金事業、プレミアム付き商品券事業に係る経費などを、衛生費では、公共施設清掃等管理委託、宿泊施設使用に係る経費などを計上いたしました。

財源としましては、地方創生臨時交付金、だいき基金繰入金、プレミアム付き商品券販売収入で調整し、歳入歳出それぞれ3億7,855万2,000円を追加し、予算の総額を116億8,032万9,000円にしようとするものであります。

以上で、説明を終わります。御審議の上、承認並びに議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋義友君）

これより、承認第10号から議案第61号までの2件に対し、総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

○10番（小脇清保君）

それでは、まず一つ、町長、苦言を呈しておきたいと思います。

4月の広報マイクで、自動車税の納入期限が今月ですというふうな放送がありました。国税の延納を認めているような状況の中で、町税の収入を督促するというのは、町民に寄り添った行政でないというふうに思いますが、その結果、100%の収納ができたのかどうか、お伺いします。

その次、もう一つ、入島自粛を4月8日に発令しました。今、御存じのとおり、屋久島町の観光業は疲弊しているんですが、屋久島町として入島自粛解除の宣言をされるのか、それはいつの日なのかをお伺いしたいと思います。

それと、もう一点、さきの議会で商工貸付制度のお金を2,000万円ほど予算を組んで、限度額100万円まで上げて、大変いいシステムだとは思いますが。

今、調査したところでは南と北に10人ずつというふうに分けてやっているようですが、ほとんど申し込みがないという、ほかにも借入する制度があるからそっちに申込みの人もいるんでしょうけれども、運転資金のつなぎ資金としては大変重要な貸付制度だと思うんですが、もう一つだけ条件を緩めていただけないかと。ちょっと、やっぱり保証人2名というのは、移住者の場合はなかなか人間関係もありまして、不可能だろうと思うんです。不可能というか。持家だったら相保証にするとか、保証人の条件をもう少し緩和すれば、もう少し借入申込者は増えるんじゃないかと思うんですが、この3点をお尋ねします。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

○町民課長（日高邦義君）

ただいまの御質問でございますが、まず、軽自動車税の防災無線での広報につきましては、反省をしているところでございます。周知の際に、猶予の部分についても併せて広報をいたすべきところではございました。

それから、収納の状況のことについて触れておられますが、現在、今日で年度締めということで、この2か月間、色々事業を展開してまいりました。結果としましては、今日締めますが、例年並みの収納率それから収納額ということで、町民の皆様の納税に対する温かい協力をいただいているところでございます。

以上です。

○観光まちづくり課長（竹之内大樹君）

解除の時期をいつにするかということ、今御質問がありましたので、お答えしたいと思えます。

○10番（小脇清保君）

解除とかそういうのは、町長の、執行部権者の権限じゃないんですか。担当課の課長でいいんですか。担当課の課長の。（発言する者あり）

○観光まちづくり課長（竹之内大樹君）

町長のメッセージを5月26日付で出しております。

その中で、一番最後のほうに、県境をまたぐ移動の制限解除の判断ということでは、今、国が外出自粛の段階的緩和の目安というのを出しております。これが、ステップが1、2、3というふうにあります。5月25日に全国で緊急事態宣言が解除をされました。それから、ずっと3週間後に期間を迫って行って、その中で色々判断をしていくということなんですけども。当面、6月19日までは、一部首都圏、埼玉、千葉、東京、神奈川、北海道、最終的に解除された5都道府県、そこの不要不急のまたぐ移動は慎重に行ってほしいということになっておりますけども。

観光的には、観光客的には、観光振興は一応まだ県内で徐々にとという国の考え方でございます。

今、鹿児島県が観光キャンペーンを実施するに当たっての条件というのがございます。その一つの条件としましては、新規感染者数が1人以下、ということはもう1人まで、それから感染経路不明者数がゼロ、それからPCR検査の陽性率が3.5未満ということで、国の基準よりもかなり厳しい基準を、条件を県は示しております。

これから、その6月19日ぐらいまで感染者が出ずに今の状態で推移しますと、国としては観光キャンペーンを県内向けに実施するということになっております。

ただ、感染者数が出た場合には、そのキャンペーンも延期されるということになりますので、国、県の流れをしっかりと見極めながら、屋久島町としていつ解除するのかということを検討していきたいというふうに考えております。

○産業振興課長（併任）農業委員会事務局長（鶴田洋治君）

小脇議員から質問のありました保証人の件であります。50万円の貸付けを、改正までは2人保証人をつけるようにしておりましたが、50万円までの貸付けにつきましては保証人を1人に改正をしております。やはり50万円を超えると金額が大きいということで、これにつきましては今までどおり保証人を2人と。その代わりに、返済につきましては3年という猶予をつけております。

これにつきましては、商工会等とも協議をしながら実施をしているところです。

以上です。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はありませんか。

○10番（小脇清保君）

その保証人の件だけど、例えば持家だったら夫婦相保証でいい、1人は相保証でいいんじゃないの。それぐらいの緩和はできないんですか。

それと、町長、入島自粛解除宣言というのは、県内の離島協議会で決定してされるんでしょうか、合同でされるんでしょうか。屋久島町独自で宣言ができないんですよ、やっぱり県の意向もありますし、その辺りどうですか。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

全体でやるというか、それは個々の判断になると思います。自粛要請をしたときも、私は種子島に相談をしたことではありませんので、町としての判断でやります。

ですから、今、担当課長が説明をしたように、要するに今月いっぱい県境をまたがないというのはもうそうです。18日までは5都道府県からはやらないということで、今それに従ってやってある。ですから、今、県内で屋久島においでをいただくことは何も関係ないということで、県もそういうこと。18日まではそういうことですから。

ですが、もう今日のニュースでは東京はクラスターじゃないかと、北九州はクラスターじゃないかと、そういう二次感染というのが起きておりますので、やはりそういう推移を見ながら、やはり自粛をするには水際対策をきちっとやりながら、そういう条件を見定めながらやっていかなければならないというふうに思っております。

○産業振興課長（併任）農業委員会事務局長（鶴田洋治君）

前回までは世帯が別々でなければ保証人として認めないということがあったんですが、改正の中で、世帯が同じであっても収入が別々にある者であれば保証人として認めるということで、現在手続を行っております。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はありませんか。

○2番（真邊真紀君）

一般会計の補正予算案について何点か質問します。

こちらの第5回議会の臨時会配付資料ということで資料をいただいておりますけれども、この中で、プレミアム付き商品券の発行について2億5,000万円ほど予算つけていますけれども、この商品券、旅行者に販売するということですが、宿泊事業所、あとガイド業の方、こちらの利用料金のほうも利用できるのかということと。

あと、歳出のほうで、保健衛生費、宿泊施設使用料の420万円という具体的な内容をお示してください。

あと、補正額の財源内訳の中で2億7,000万円、これがその他財源になっておりますけれども、このその他財源の詳細な内訳を教えてください。

またこの資料に戻りますが、この資料の中で、漁協の燃料費の補助金も上がっております。ほかの給付金と交付金に関しては、要綱の中で令和3年3月31日に廃止するとされておりますが、この燃料費の補助金に関してはいつをもって打ち切りなのか、期限を教えてください。

以上です。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

○観光まちづくり課長（竹之内大樹君）

今の眞邊議員のプレミアム付き商品券のどこまで利用できるか、ガイドさんとかも利用できるかということですが、早速この予算が通りましたら、6月の初旬から取扱店の募集を始めますので、取扱店の募集に応募いただいたところは全て対象になるということでございます。

以上です。

○健康長寿課長（塚田賢次君）

眞邊議員の質問にお答えします。

宿泊施設の使用料の件ですが、まず事業を3つほどしようと考えております。

まずは、流行地からの移動者支援事業ということで、新型コロナウイルス感染症の影響により休学や休業または職を失った方々がやむなく帰省をせざるを得ないという場合に、屋久島に帰ってきたときに健康観察のために一時的に宿泊施設に滞在をする場合に、宿泊施設の宿泊料の一部を補助しようというものであります。

もう一つは、宿泊施設の支援事業ということでありまして、新型コロナウイルス感染症の疑似症患者というのは、疑いのあるという患者ですが、その方や濃厚接触者がPCR検査を受けたときに外出制限をしなければならないという場合に、旅行者や自宅の状況等により町内での自宅待機が困難な場合、旅行者の場合は宿泊施設に泊まれないとか、町内に在住している方は家の方に高齢者がいて、また持病を持つ方がいて、重症化する可能性がある方が、外出制限行動を取ることができるように宿泊施設の利用料の一部を支援をするということです。

もう一つは、自主的な隔離措置の応援事業ということで、新型コロナウイルス感染症対策に当たる医療従事者、屋久島で医療を受けようという場合にその医療従事者が、家族に感染が移る場合がありますので、自主的にホテルなどの宿泊施設に滞在をしてそこからまた出勤をしてもらうという場合に施設の宿泊料の補助を考えております。

以上です。

○政策推進課長（三角謙二君）

眞邊議員のその他の財源についての御説明ですが、その他の財源につきましては、

1億7,817万2,000円がだいき基金からの繰入金分であります。諸収入からの雑入で、商品券の販売の収入がここに1億円あるんですが、この合計額がその他の財源内訳となります。

○産業振興課長（併任）農業委員会事務局長（鶴田洋治君）

水産業振興対策事業の補助金につきましては、令和3年3月31日までの補助となっております。

○2番（眞邊真紀君）

保健衛生費の宿泊施設の使用料で3点ほど目的があるということですが、具体的にお部屋を提供していただける施設というのがある程度選定されているんでしょうかということと。

あと、感染のリスクがある方を受け入れる際に、全くもって素人だけでその施設内でやり取りできないと思うんです。ある程度、病院からの応援とか医療者を配置するとか、そういうことまで具体的に考えておられるのか、そこをお聞かせください。

単なる宿泊施設を空けておくというだけでは、なかなか、その宿泊施設の中で、例えばスタッフに感染するリスクがあるとかというのは回避できないと思うんです。その辺、具体的な計画が立っているのかどうかということをお聞かせください。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

○健康長寿課長（塚田賢次君）

まず、1点めに、宿泊施設を先に指定しているのかということですが。

まず、流行地からの移動者につきましては、感染のリスクが低いだろうということもありますので、帰ってくる際に本人が施設を予約して、その結果、町に申請をしていただければ、なるべく早い段階で宿泊料を支払いたいと、できれば前金で支払いたいと考えております。

医療従事者につきましては、結局、屋久島町の協力医療機関というのは指定されているのが1つありまして、そこに従事する方になると思うんですが、そこは一応事業実施に当たりまして、町のほうからその医療機関のほうと打ち合わせをしながら、今から要綱をつくって実施したいと考えております。

○2番（眞邊真紀君）

今から実施ということで、分かりました。

ただ、具体的に言うと徳洲会病院だと思うんですが、私、民間のボランティア団体の健康友の会の役員、今させていただいていて、徳洲会病院の事務長とかほかのスタッフと意見交換をしたときに、やっぱり病院の中でもマンパワー不足ですごく大変で、このコロナ禍でどういうふうに進んでいるかということを頭悩ましているんです。そのほ

かの施設にもし出向するようなことがあったら対応できるのかという質問に対して、絶対にできませんということをおっしゃっていたんです。

ここで提案なんですけど、やっぱり島内に医療者というのが隠れて、有資格者がいるんです。私も含めてなんです。だから、町として潜在的に資格を有している医療者のリストをつくっておいて、それは個人情報になるので、それを応じてくださる方を募集して、10人でも20人でも、やっぱりそのリストをつくっておいて、有事のときに招集をして加勢してもらい、手助けしてもらいという組織づくりをぜひ提案しておきたいなと思うんです。

ちょっと、まだこれ詰めて話ししないといけないんで、担当課のほうにまたお願いしに行きますが、やっぱり民間の医療施設だけでは到底ちょっと手に負えない状況だと思うんです。なんで、もっともっと本当にここに住む民間の医療者への呼びかけというのも、ぜひよろしくをお願いします。

以上です。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はありませんか。

○11番（日高好作君）

1点だけお伺いします。

緊急対策で色んな事業が各課出ておりますが、この取扱いといいますか、担当者を設けているのか。総務課、政策推進課辺りでもう重点的に色んな事業を、検索とかそういった対応はどのようにされているのかを伺います。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

○政策推進課長（三角謙二君）

コロナ対策全般につきましては、政策推進課を中心に関係課と連携をしながら、協議をしながら実施してきたところです。

予算につきましては、担当のほうに予算を配置しましたので、今後につきましては、その担当課が事務を執行していくという形でありまして、ホームページと次の町報でその制度と担当課もお示しして、町内にお知らせするように今準備を進めているところであります。

○11番（日高好作君）

色んな支援事業が次から次に出てきていると思います。ですから、私は、3名ぐらいの、やっぱりそれに対応する、この1か月間ぐらい、屋久島町にとってどの事業が必要なのか、また例えば観光関連でありますとか1次産業に関わるとか、部門担当課も分かるんですけど、それをやっぱり2人か3人専属でこの1か月間、国の支援事業に対して

検索するというか、探す、そういう対応の仕方が必要ではないのかなというふうに思うわけです。

というのは、私ごとであれですけど、お茶も今年は大変安くて、大変な状況でありました。ところが、農林水産省が支援事業の中で一番茶並みのキロ3,500円で買い上げるというそういう事業は出てきたわけです。ただ、それは県にも下ろしていない、もちろん町にも下ろしていない。たまたまうちの組合員の一人が情報を入手して、検索したけど簡単には出てこなかったと。農林水産省の事業の中でお茶関連をずっと調べたらそれが出てきた。

そういう有利な事業を、非常に見つけたもん勝ちじゃないですけど、ある意味、国の意地悪な、表現は悪いかも分かりませんが、それを感じたわけです。

ですから、そういった事業というのは、結局その事業もうちの組合と県の生産協会の2か所しか申請、申請期間も5月22日までということで大変短くて、もう知らないところは全然対応できないような、そういう状況が生まれたわけです。

現実には、やっぱりそういうのが各担当課の中でほかにもあるんじゃないかなというふうに私は思うわけです。ですから、やはり2人か3人、この1か月間、専属でそういうふうに当たらせて、屋久島町にとって有利な支援事業はあるかないかという、そういうことも含めて対応する必要はあるんじゃないかと思うわけですけど、その点について伺います。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

○政策推進課長（三角謙二君）

御指摘のとおり、制度は日々変わっております。職員としましても、政策推進課のほうに総務省からの代表で制度設計ができた分については随時流れてきまして、それを各課と情報を共有をしているところであります。

そこで、まだそういう形で漏れている部分があるのであれば、基本的にはうちのほうで今のところ一元化しまして、そういう総務省からの部分と、朝必ずインターネットで新しい制度が出ていないかという分も検索しているんですが、御指摘のあった部分についてはうちのほうとしても把握をしておりますので。

今後、今、総合窓口も設けておりますが、そこに随時新しい制度の申請様式等については更新しながら取り組んでおりまして、今後もそういう形で各課と連携を取りながらそのあたりの情報共有をして情報収集をして、住民に周知をしていきたいというふうに考えております。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はありませんか。

○15番（大角利成君）

今回のコロナウイルス対策の支援の事業について、執行部のほうの取組、高く評価をしている一人であります。

二、三、お尋ねをいたします。

観光関連事業の支援給付金の中で、見るからに私が思うには、ガソリンスタンドとか、あるいは許認可を得て営業している一般公衆浴場、いわゆる尾之間温泉ですけれども、このようなものについては、要綱の2条の中で、その他町長が特別認めるものというようところで該当はしないのかどうかということの考え方をお尋ねをいたします。

2点めです。プロモーション広告の件ですが、昨日来、またテレビ等で第2波兆候の心配が報道されております。そんな中で、現段階では、本予算通過後、この広告事業放映はいつ頃を考えているのか、まずはお尋ねをいたします。

それから、これは町長にお尋ねをいたします。

今回の補正予算で、コロナ対策関係で基金からの繰入金金を1億7,817万2,000円ほど計上をされております。だいき基金の取崩しということでございますけれども、私たちは非常時に備えて自ら財政調整基金を積み上げてきております。財調の充当を考えたことでの議論はなかったのかどうか、もしあったとすれば、だいき基金を充当することに決定をした町長の思いというのを少し教えてください。

それから、4点めです。同僚議員も申し上げましたが、今回の新型コロナ関連の影響は、農業面においても、子牛の価格の下落など色んな方面にその影響を受けている、影響が出つつあるというふうに考えておりますが、農家の支援について、町長は今後どのように考えているのか、お尋ねをいたします。

最後は、要望です。今回の議案提案に伴いまして、本交付要綱の交付金事業に関する要項が示されました。参考資料として頂きました。一方では様式を明記し、一方ではその他というようなことで、横の連携が取れていないように私は感じております。

細かく申し上げますというと、一方では申告書の写しとか、納税証明とかそういうのをつけるようになっておりますけれども、一方ではその他定めたものというようなことであります。

ぜひ、目的は一緒ですから、横の連携を取って、要項等調整をしていただきたいということを要望をしておきます。

以上です。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

○観光まちづくり課長（竹之内大樹君）

大角議員の御質問にお答えしたいと思います。

ガソリンスタンドも、例えば観光客の減少によってレンタカーの給油も減ってきたということは、確かにそうだと思います。この給付金事業を設定する一つの基準として、町長が自粛メッセージを出した後に、その前から自粛している事業者もありましたけども、その会社としての売上げの収益を確保できるかできないかというところをまず一つのラインにしたところがございます。

ガソリンスタンドにつきましては、自粛休業することなく事業を継続してやってきているという判断でありましたので、今回はこの給付金の対象から外してございます。

ただ、このレンタカー事業によって、前年度比、よく国も県もそのパーセントを示しておりますけども、例えば売上げが極端に50%減額したとかそういう状況であれば、また町長の判断によっては救える部分も出てくるのかなというふうには考えております。

それから、集落の、例えば、今、尾之間温泉の件が出ましたけども、我々も集落の施設については考えてはいませんでした。その施設が集落にとって、例えば尾之間温泉を休業したことで集落の色んな事業が立ち行かなくなっていくのかどうかということもあるんではなかろうかというふうに考えております。

今回の給付金については、先程も言いましたように、自粛によって完全に、全てではないんですけども、収益が、売上げを上げることができなかつた事業者を中心に取り組んできたところがございます。

それから、プロモーション広告のいつから打つのかということでした。

第2波が今心配されております。先程も申しましたように、鹿児島県の観光キャンペーンの条件というのがあります。その条件をクリアしなければ、なかなか6月以降の観光PRプロモーション活動はできないのではないかと。仮にこのまま推移しまして、観光キャンペーンが実施できなくなった場合には、屋久島町のこのプロモーション活動については、県内を当面对象ということで考えておりますので、6月19日以降取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（高橋義友君）

ほかに答弁。

○副町長（日高 豊君）

すいません、財源の件でございます。

財源どのように充てるかということで、町長も同席をしていただいたんですが、私のほうで各課取りまとめをさせていただきましたので、報告をさせていただきます。

まず、財調とだいき基金の関係ですけども、まず一番最初に、現在使える財源が自前で幾ら持っているのかというところから入りまして、当然、財調もでございます。ただ、財調につきましては、当初予算で既に4億円弱取崩しをしておりますので、今後も、この本年度当初予算で組んだ予算に足りない分については、後年度も足りないことが予想さ

れるだろうという前提の中で、財調については、基本的に経常的な経費の不足、経常的な財源不足について充てていくべきじゃないかということに結論を求めまして、であればほかに自前で持っている自主的な財源で何があるのかということで、だいすき基金の基金の活用について判断をしたところでございます。

また、今後、国のほうから新たに色々な交付金あるいは財政措置があるかとは思いますが、そういうものが現在予算措置しているものでありまして財源更正ができるものについてはそういうものを充てていって、できるだけ自前として、自主財源として使えるものについてはできるだけ留保していくような形で今後の財政運営には当たっていく予定にしております。

以上です。

○産業振興課長（併任）農業委員会事務局長（鶴田洋治君）

農業面につきましても、現在、お茶とそれから子牛の値段が下がっております。これにつきましては、今、関係機関とどういう支援をするべきかということをお話を詰めているところでありますので、また第3弾の対策につきまして提案をさせていただきたいと思っておりますので、その際は、御協力をお願いしたいと思います。

以上です。

○15番（大角利成君）

まず、最初の観光関連事業の支援金ですが、地元のことを言うのは、ちっちゃなことを言うのはどうかと思ったんですが、確認の意味で聞いたところでした。

尾之間温泉は、集落が個人に委託をしている事業でありまして、そこには個人業者としての私は運営があるのかなというふうに思ったものですから、かなりの収入が減ってございます。そのようなことから支援できないのかということをお尋ねしたところでした。ぜひ、御検討いただきたいと思います。

それから、財政の面ですが、だめだということは私は基金の充当は言っておりません。ただ、対外的に寄附を頂いたその財源を使うよりかは、こういう緊急事態のときに備えて積んできた、町民自らが積んできた財調を取り崩したほうがすっきりしてよかったのじゃないのかなという気持ちがあったからお尋ねをしたところでした。

今、副町長のほうから答弁がありましたが、私としては町長から町長の思いを聞きたくて質問をしたところでありました。

農業振興に関する支援も一緒であります。私は町長の思いを尋ねたわけでありまして、今、担当課長のほうから説明がありましたから内容はわかりましたけれども、ぜひ町長自らの考えというのを私どもに伝えていただければ、また私たちも次からの取組も対応を検討しますし、うまく意見がかみ合っている方向で進むのではないのかなと思っておりますので、今後はそういう方向でひとつお願いをしたいと思います。

終わります。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はありませんか。

○9番（緒方健太君）

すいません、今先程、副町長が財政調整基金のことに対しての答弁されましたけれども、財政調整基金というのはやっぱりこういう有事のときに使うという考え方の下で積んであって、当初予算が足りんからという、ここの補填のために積んでいるというのもちょっとあるかもしれませんが、そういう部分じゃなくて、やっぱりしっかりこういう、何かあったときのために迅速に使えるお金が必要なんじゃないかなという面では、こういうときに使っていただきたかったなというのが、これは意見です。

すいません、それで給付金の関係で、どういうこの積算根拠というか、旅館等に対してはしっかり段階を踏んで、10万円から100万円までということで計上されていますが、お土産品の販売とか、こういうところ、固定資産税等にも関わってきて、店舗の大きさも違ったり、抱えている従業員数も違ったりする中で10万円というのはどうなのかなというところがありましたので、ちょっとここの根拠を教えてくださいなと思います。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

○観光まちづくり課長（竹之内大樹君）

この交付要綱の2枚めの中に、給付金の額というのが掲載されております。一応、10万円から最高100万円ということで基準を設けてあります。

色んな施設の規模であったり、それぞれの小売店でも色んな規模があるとは思いますが、ただ、最初は一律10万円ということではなくて、それぞれの施設の規模あるいは雇用者の数といったことも検討してきたわけですが、一応額としては基準を、小売店については10万円と、これは最低ラインなんですけども。だから、基準を明確にというのは非常に難しいんですけど、屋久島町が対応できる予算の範囲内でこの給付金額を決めていったということで御理解いただきたいと思います。

○9番（緒方健太君）

分かりました。

ただ、やっぱり固定資産税の関係とか従業員数とかこういったところも見ていただいで。

実は、職員の方とちょっと意見交換した中で、このタクシー、レンタカーに対しても最初、当初10万円という予算が計上されていたわけですが、ここも見直していただいていると思っています。ここ30万円に変わっていますけれども。これもやはり台数に応じたりとか、ホテル業とあまり変わらない部分があって、こういった部分で見直し

が利くようであれば、お土産の販売業務なんかもしっかり検討していただきたいというふうには思います。

それと、漁協のこの燃油の関係なんですけれども、これは1リッター当たり10円の補助で927万4,000円計上されていますが、今の漁師が漁に出ている状況というのはどのようになっているのか。それと、魚の卸状況がどういう状況になっているのかというところを調査されてこの金額なのかなという、そこを教えてください。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

○産業振興課長（併任）農業委員会事務局長（鶴田洋治君）

燃油の助成につきましては、直近3か年の平均の使用量で算出をしております。現在の漁の状況は細かく調査をしておりませんので、ここでは答弁を控えさせていただきます。

以上です。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はありませんか。

○1番（中馬慎一郎君）

このコロナ対策として、先程も町長が言われた水際対策というのが一番のもう課題だと思っているんですが、既に鹿児島の高速船乗り場などは結構もう人がいっぱい、密の状態が続いていると言われてます。屋久島町だけじゃなくて、鹿児島県ともしっかり協議をして進めていかななくてはいけないと思っているんですが。

それに関連して、観光協会には10月頃の問い合わせで、クルーズ船の寄港とか修学旅行とか、色々団体の、また海外からのお客様の問い合わせも多く来ています。その辺りも含めて、鹿児島県と協議して屋久島ならではの観光のガイドラインをつくっていただきたいと思っています。

もし、つくるお話があるんだったら、進捗具合とか教えていただければと思います。

以上です。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

空港並びにトッピー等の発着場における水際対策につきましては、屋久島空港におきましては、4月のたしか24日からだと思います。県からの要請がありまして、それを受けて県職員1名、町職員1名、各到着便ごとに検温態勢を取っております。もし、37.5度以上の方が出たら、アンケート調査をしていただいて、その後2日以降にまた体調の状況を確認するという態勢を取っております。

25日の自粛解除に伴いまして、さらに6月1日から当分の間、屋久島空港においても検温態勢を強化していくと、水際対策を強化していくということで、実施することにしております。

今回は、予約状況を見まして25名以上の予約があった場合については、それぞれ県から2名、町から2名、非接触型の体温計を2基持って行って対応するというようにしております。

それと、先程出ましたトッピーの水際対策につきましては、今後も県のほうで対応していくというのを伺っております。

○観光まちづくり課長（竹之内大樹君）

中馬議員の今のクルーズ船の対応等については、来年の2月とか3月のクルーズ船の寄港についてももうメールが来たりして、実施したいということは連絡が入っております。まだまだ10月以降等も入ってくる可能性もあります。

今、町としてのガイドラインというのはございません。県がある程度ガイドラインを示してくる部分もあるとは思いますが、特に外国船籍の場合の対応については、市町村で対応できない関係もあるので、県とか国を通じて、その判断を仰ぎたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はありませんか。

○6番（渡邊千護君）

先程質問が出たと思うんですが、プレミアム付き商品券のことについてなんですが。

今から取扱いの店舗を応募するというので先程課長から話ありましたけれども、金額として2億5,000万円、かなり大きいので、6月がまだこういう状況でお客さんが入ってくるかどうか分からない状況で、この期間をどこからどこまでを設けているのかというのをちょっと聞きたいんですが。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

○観光まちづくり課長（竹之内大樹君）

先程も少し触れたんですが、今、鹿児島県内においては県の観光キャンペーンの実施する条件がありまして、その条件をクリアすれば県も6月20日から取り組みたいということを考えておりますので、もしその推移が、感染者が出なくてうまくいけば、町としても6月の十九、二十日前後からプロモーションもある程度打っていきたいし、当面鹿児島県内の募集をかけていきたいというふうに考えております。

このプレミアム付き商品券の期限としましては、今考えているのは、6月19日から来

年の3月31日ということを考えております。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はありませんか。

○4番（岩山鶴美君）

コロナ経済対策ということで屋久島町独自の対策事業の第2弾は、やはり町民の皆さんに喜んでもらえるんじゃないかと思っています。

その中で、2点質問なんですが、役場のほうから民宿のほうに電話があって収容人数なんかを調べているという声は聞いているんですけども、例えば事業主は一緒に名前が違って2店舗経営している人とか、あとお店も2店舗、3店舗とかある人たちに関してはどのように考えていらっしゃるのかということと。

あと、プロモーション広告のCM制作費の100万円なんですが、これは入札か何かによるものなんでしょうかということの2点。

あと、もう一つ、第1弾のコロナ経済対策は、現在までどのような経緯になっているのかを各課からの報告をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

○観光まちづくり課長（竹之内大樹君）

要綱にはちょっとお示ししていなかったですかね。民宿とかを複数営業しているという場合には、そのそれぞれの収容人員の合算額、合算をしていただいて、その給付金を支給したいというふうに考えております。

この要綱の中に、結局、例えば同じ土産品店をしていると、1階でしている、2階で飲食店をしている、完全に事業区分が違う方につきましても、それぞれで申請ができるということを考えております。

それから、プロモーションの100万円の制作費の予算につきましては、今、課内で検討はしているんですけども、当面、6月の中旬以降の観光PRをしていくとすれば、もしかすると随契で実施をするということもあり得ると思います。

以上です。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

御質問の5月1日付の第1弾のコロナ対策の進捗につきましては、政策推進課で行っております1人10万円の給付金の関係を報告させていただいたほかにつきましては、後日、すいません、文書で御報告をさせていただきます。

○政策推進課長（三角謙二君）

定額給付金につきまして、細かく御説明します。

対象者数が6,591世帯、対象者が1万2,226人というのが現在であります。4月27日現

在で対象にしているんですが、住基の遅れだったり届出によって該当しない方、該当する方がまだ若干ありますので、数値については少し動くんですが。

現在、来週の火曜日、6月2日までにもう振込の準備ができた方がありまして、あと残りが6,591世帯のうち485世帯がまだ未申請であります。6月2日までで11億4,260万円が振り込まれますので、世帯数でいきますと91%、人口でいきますと約93%がもう6月2日で振り込まれるということになっております。

以上です。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はありませんか。

○8番（榎 光徳君）

もう大変色々御意見たくさん出ていますけれども、1点だけ。

先程、水際対策の件も出ましたけれども、これ、水際対策と若干異なってくるのかなという思いもあるんですが、いつになればコロナの終息が見えてくるのかというような中で、最近、北九州とかまた第2波とか色々、東京、北海道もそうですけれども、増えたり減ったりしております。

そういった中で、本町としても、3密の関係とか色々なことで、例えば町長も色々な自粛等呼びかけをしておりますけれども、例えばイベントとか様々な大会、こういったものが全国的にも中止になったり延期になったりしております。そういう中で、本町におけるそういった3密を防いでいくとか色々なことの中で、町内の色々なそういう大会、イベント、そういったようなこと、例えば国体等については今のところまだ県の方針が出ておりませんのでどうなるか分かりませんが、こころ辺の各イベントとかそういう大会等の横断的な何か事前の協議がなされているのかどうか、分かれば教えていただきたいんですが。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

総体的に申し上げますと、5月25日の緊急事態宣言の解除に伴いまして、それぞれ国のほうがイベントの開催の規模ごとにこういう取扱いをしてほしいというのを示してございます。当分の間は、例えば100人以下に下さい、あるいは50%以下に下さいよと、3密を避けるためにというのがございまして、そういう基準に基づいて、そういうのを判断しながらやはり開催していく、中止にするというのは全体的には判断をしていくべきだというふうには考えております。

ちなみに、7月4日開催予定のオープンウォータースイミングにつきましては、もう中止が決定をしたということらしいです。

○8番（榎 光徳君）

7月のオープンウォーター中止ということのようですが、今後、今から先の色々なイベント、大会等もたくさん出てきます。そういった中で、やっぱり早めの判断というか、なかなか難しいところもあると思うんですけども。

やっぱり全国の今の流れから行くと、屋久島町にしても決して安心はできないと。例えば、入島の島外からのそういったことにしても、やっぱり観光客もちらちら見えるわけです。それとか、やっぱり島外から例えば色々な冠婚葬祭、法事とか色んなことで帰ってきたとか色々聞きます。だから、そうしたことを考慮すると、まだそういったところから感染しないとも限らないというようなことで、非常に楽観というか、安心はできないと。一人も屋久島町から出ていないわけですけども、ぜひそこら辺も踏まえて、今後のそういう、さっき50人以上とか100人以上とか色々出ましたけれども、そこら辺のイベントの開催とかそういったことについても、今後検討しておっていただきたいなと思います。

答弁は要りません。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はありませんか。

○5番（上村富士高君）

新型コロナウイルスによって観光業界が、それに関連する業種は非常に大きなダメージを受けたと思います。

また、それに伴って、職を失って、また税金等が払えない状況の人は、また給付金をもらってそれに充てるというような状況が、声を聞いております。

そういう意味で、屋久島町は観光業界を含めどれだけのダメージを受けているのか、各業種ごとに把握しているのか、町は。把握していて、やはり業種ごとに的確な手を打っていかなければ、やっぱりそういう失業者たちが出てくるということは、今回私もあちこちから話を聞いて分かっているんですけども、そののところ、どれだけのダメージがあったのか、そういう業種ごとに、個々で言えば長くなるからいいんですけど、そういうのが把握されていて手を打っているのかどうかというのをお聞きします。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

今、議員おっしゃるように、なかなか詳細について把握をすることは難しいことですが、なるべく屋久島の現状というのがきちっと全ての産業においてどのくらいのもので、直接、間接、関連、色々ございますから、そこら辺はこれから経済活動をやって再開する上で非常に大事なことで、きちんとそこら辺も精査をしてやっていき

たいというように思っています。

○5番（上村富士高君）

今言われたとおり、把握は非常に難しいと思うんですけども、やはり困っている人たちというのは、事業者だけじゃなくて、個人的にそういう税金が納入できないとか、そういう人たちがいるんです、現実には。だから、そういうところも把握しながら、もうせっかくもらった給付金を税金に全部持っていかれたとかそういう話もよく聞きますので。だから、税金とかそういう対策ももうちょっとしっかりとやっていただければなと思います。

以上です。

○議長（高橋義友君）

答弁はいいですか。

○町長（荒木耕治君）

税金の問題もありますけど、今、うちも色んな税金は猶予をして、3か月ぐらいか、それで事情によってはそういう猶予期間を設けて今もうやっておりますので、そういうところでの対応もしていきたいというように思っています。

○5番（上村富士高君）

今言われたとおりに、対応している、それをやはり町報なり、または色んなあれを使って末端のほうまで情報が行き渡るような何かシステムみたいなものをしていただきたいと。末端の人は知らない人が多いです、役場に来て聞いて、またそういうあれはなかったよとかいう話も聞いたりしますんで、色んなそういう情報を流せるというか、そういうあれを持ってもらいたいなと思います。

○政策推進課長（三角謙二君）

情報につきましては、来月の10日発行の町報で、個人向け、事業所向けの国の制度、町の制度、窓口が何課ですというところまで、次の町報で準備をしておりますので、まずそこで分かるようにしますし、今日の議会が終わりましたらすぐホームページに制度等も上げるように今準備しておりますので。

あと、今日予算がついた分につきましては、防災無線等での呼びかけもしていきたいという形で今準備を進めていますので、御理解ください。

○町民課長（日高邦義君）

税の関連の話が出ましたので、町民課のほうからも御説明をいたします。

税につきましては、まず周知の関係でございますけれども、ホームページ、こちらのほうで徴収の猶予に関しての掲載、それから国民健康保険税の軽減及び減免、こちらについても掲載をさせていただいております。

それから、これまでの取組としましては、町内一斉に向けて防災無線による徴収の猶

予関係についても周知をさせていただいております。

それから、今後、6月の町報の広報誌の配布に際しまして、別刷りで猶予の関係、それから国民健康保険税の関連の内容について配布をしたいと考えております。

それから、現在のところ、参考までなんですけども、徴収の猶予につきましては、今回承認のほうに上げさせてもらっておりますが、既に数十件単位の相談が各事業主のほうから来ております。

それで、実績としましては、今準備段階中なのですが、1件については申請を受理しまして決定の通知をしたところでございます。それから、今後も、今準備段階なんですけども、数社の事業主の方が申請の予定をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題になっております承認第10号から議案第61号までの2件は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決します。お諮りします。

承認第10号から議案第61号までの2件は、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第10号から議案第61号までの2件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから、討論と採決を1件ずつ行います。

まず、日程第6、承認第10号、屋久島町税条例の一部改正に伴う専決処分事項報告承認について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第10号、屋久島町税条例の一部改正に伴う専決処分事項報告承認についてを採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本件は承認することに決定しました。

次に、日程第7、議案第61号、令和2年度屋久島町一般会計補正予算（第3号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第61号、令和2年度屋久島町一般会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第5回屋久島町議会臨時会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉 会 午前11時19分

地方自治法第123条の規定により、ここに署名する。

屋久島町議会議長

屋久島町議会議員

屋久島町議会議員

